

旧統一教会の法的責任を認めた判決の状況

	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)
				H21コンプラ宣言	H27名称変更	
名称変更 (H27前)	H6.5.27 福岡地判/H8.2.19 福岡高判/H9.9.18 最高判【使用者責任】					
	H8.12.3 高松地判/高松高裁で和解【使用者責任】					
	H9.4.16 奈良地判/H11.6.29 大阪高判/H12.1.21 最高決【1審は不法行為責任を認定するも、2審は使用者責任とし、最高裁で確定】					
	H9.10.24 東京地判/H10.9.22 東京高判/H11.3.11 最高判【使用者責任】					
	H10.6.3 岡山地判/H12.9.14 広島高判/H13.2.9 最高決【使用者責任】					
	H11.12.16 福岡地判/H13.3.29 福岡高判/H13.10.16 最高決【使用者責任】					
	H13.6.29 札幌地裁/H15.3.14 札幌高裁/H15.10.10 最高決【使用者責任】					
	H13.11.30 大阪地判/大阪高裁で和解【使用者責任】					
	H14.8.21 東京地判/H15.8.28 東京高判/H16.2.26 最高決【使用者責任】					
	H14.10.25 京都地判/大阪高裁で和解【使用者責任】(不法行為責任を否定)					
	H14.10.28 新潟地判/H16.5.13 東京高判/H16.11.12 最高決【1審は不法行為責任を認定するも、2審は使用者責任とし、最高裁で確定】					
	H18.10.3 東京地判/H19.7.12 東京高判/H20.2.22 最高決【使用者責任】(不法行為責任を否定)					
	H19.5.29 東京地判/東京高判で和解【使用者責任】(不法行為責任を否定)					
	H20.1.15 東京地判/H20.9.10 東京高判【使用者責任】					
H22.3.11 福岡地判/H23.1.21 福岡高判【使用者責任】(不法行為責任を否定)						
H22.12.15 東京地判/H23.11.16 東京高判【使用者責任】						
H23.2.28 福岡地判/H24.3.16 福岡高判【使用者責任】(不法行為責任を否定)						
H24.3.29 札幌地判/H25.10.31 札幌高判【使用者責任】						
名称変更 (H27後)	~H18.8.11 ※最終不法行為日			→	H26.3.24 札幌地判 H27.10.16 札幌高判【使用者責任】	
				H21.8.26 ※最終不法行為日	→	H28.1.13 東京地判 H28.6.28 東京高判【不法行為責任】
				~H22.11.29 ※最終不法行為日	→	H29.2.6 東京地判 H29.12.26 東京高判【不法行為責任】
					→	~H27.12.30 ※最終不法行為日 R2.2.28 東京地判 R2.12.3 東京高判【使用者責任】(不法行為責任否定)
					→	H25 R3.3.26 東京地判(控訴不明) ※賠償命令※根拠条文不明 ※R3.3.27 読売新聞記事による
刑事判決	H21.11.10 東京地判「新世」判決(特定商取引法違反)					

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(出典)文化庁作成資料

■参議院・予算委員会 令和4年10月19日（水）立憲・小西洋之議員質疑における 岸田総理答弁（抜粋）

※文化庁作成・未定稿

岸田総理：

御指摘のように、昨日、宗教法人の解散命令の要件として、東京高等裁判所が示した刑法等の実定法規の定める禁止規範、または命令規範について民法上の不法行為は入らないと答弁いたしましたのは、この決定の内容についてのお尋ねがありましたので、これまでの考え方を説明したものであります。これまでは東京高等裁判所決定に基づき、刑法等の実定法規の定める禁止規範または命令規範は、刑法など罰則により担保された実定法規が典型例と解してきたところであります。

この点につきまして、政府におきましても、改めて関係省庁、集まりまして、議論を行いました。そして、昨日の議論も踏まえまして、改めて政府としての考え方を整理をさせていただきます。御指摘のこの東京高等裁判所の決定、これはオウム真理教に対する解散命令という個別事案に沿って出されたものであります。

（略）よって、この政府としましては、今後、これらの事実関係を十分分析の上、東京高等裁判所に示されている内容を参考に、行為の組織性や悪質性、継続性などが認められ、宗教法人法に定める、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為、または宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたと考えられる場合には、個別事案に応じて、解散命令の請求について判断すべきで考えております。

よって、政府の考え方を整理した上で、行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認められる場合には、民法の不法行為も入りうるという考え方を整理をした次第であります。改めてこの政府の考え方を、整理したうえで答弁をさせていただきます。

（略）

岸田総理：

先ほど申し上げたように、個別事案に即して法律を適用するわけでありますが、基本的な考え方は変わっていないと思っております。

（略）

岸田総理：

行為の組織性や悪質性、継続性が明らかとなり、宗教法人法の要件に該当する、認められる場合、あらゆる法律が該当する、この判断は変わっていないと認識をしております。

（略）

岸田総理：

使用者責任につきましても、組織性、悪質性、継続性などが明らかであること、宗教法人法の要件に該当すると認められること、これと合わせることで、そうした行為も対象となると考えております。

（略）

岸田総理：

判決が出る前にその解散等の手続きに入ることはありうるかという質問の部分につきましては、それはありうるかと考えております。